

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）6月10日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務名 令和8年度 浸水対策事業に伴う水路網図作成業務（豊浦町大字黒井）
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字黒井
- 3 業務期間 契約締結日以降指定の日から令和9年2月26日まで
- 4 業務内容 業務範囲 A=12ha 水路網図作成業務一式
- 5 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「その他（役務）」小分類「登記・測量」に登録があり、かつ下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等部門」の「測量」に登録があること。
 - (3) 下関市内に本店を有すること。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (5) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
- 6 申請方法
「入札参加資格確認申請書」（様式1）を下関市豊浦総合支所建設農林水産課建設係（〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1）に持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）すること。
- 7 申請書提出期限
申請書の提出期限は、令和8年6月23日（火）午後5時までとする。

なお、入札参加資格確認申請書及び添付書類に不備があった場合、又は提出期限を経過した場合は受理しない。

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式2）により令和8年6月25日（木）までに電子メールで通知する。

入札参加資格が有る旨の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月10日（水）から令和8年6月30日（火）午後5時まで
- (2) 備付場所 下関市豊浦総合支所建設農林水産課及び下関市ホームページ

10 質問の方法

- (1) 本業務の参加申込等に関する質問は、下関市豊浦総合支所建設農林水産課建設係にファクシミリ又は電子メールにて提出のこと。送信後は電話にて着信確認を行うこと。
(ファクシミリ番号) 083 - 774 - 2339
(電子メール) tunourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
- (2) 質問の提出期限は、令和8年6月18日（木）午後4時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに電子メール又はファクシミリにより回答する。

11 入札方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札において使用する入札書は、別添様式（様式3）を使用すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名までとする。

12 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年6月30日（火）午前10時
- (2) 入札場所 下関市役所豊浦総合支所2階 研修室2

13 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否、方法等については、入札参加資格確認通知書（様式2）と併せて通知する。

1.4 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否、方法等については、落札者に対して別途通知する。

1.5 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」を使用してはならない。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市豊浦総合支所建設農林水産課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者の行った入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - カ 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返却しない。

以上